

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファア非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファア非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第十号ト、第九十六条、第百条、第百条の</p>	<p>（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファア非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファア非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第九号ト、第九十六条、第百条、第百条の</p>

二及び第百条の二の三第一項第一号において同じ。)の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バッファ―非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファ―非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 略〕

(専門子会社の業務等)

第九十五条 〔略〕

〔2〕4 略〕

5 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。

〔一〕七 略〕

八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(令和七年法律第六十七号)第二十七条第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一条に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社

九 〽十一 〔略〕

6 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十一号に掲げる

二及び第百条の二の三第一項第一号において同じ。)の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バッファ―非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファ―非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 同上〕

(専門子会社の業務等)

第九十五条 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

5 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。

〔一〕七 同上〕

〔号を加える。〕

八 〽十 〔同上〕

6 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会

会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 「略」

二 前号の事業計画の作成に前項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

7 法第七十二条第一項第十一号の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

〔8～14 略〕

15 法第二十四条第五項の規定は、第五項第十号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第四百四条の二 法第七十三条第八項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式

社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 「同上」

二 前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

7 「同上」

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

〔8～14 同上〕

15 法第二十四条第五項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第四百四条の二 「同上」

<p>会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第五十條第一項第二十一号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第九十五條第五項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</p> <p>〔2〕5 略</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第九十五條第五項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</p> <p>〔2〕5 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	